

2024/4/1 最新版

本クラブでは会員の皆様に安全かつ快適に施設の利用やトレーニングを行って頂くため、下に記載する事項について確認をさせて頂いております。内容をご確認の上、確認書にご署名、ご捺印をお願い致します。

1. Three B Diet 会員制度について

- a. 本クラブの施設を利用する際は諸規則の遵守をお願い致します。
- b. 本クラブのスタッフが会員様と連絡が取れなくなった場合、またはトレーニングを無断2回以上お休みされた場合は除名処分となります。除名処分となった場合、お支払い頂いた諸費用はいかなる理由であれ一切返金致しませんのでご了承ください。

2. 安全管理について

- a. 現在、妊娠をされている方は入会することが出来ません。但し、入会後に妊娠された場合は休会制度などもありますのでご相談ください。
- b. 体調に不安のある方、特に現在治療中の方やお薬を服用されている方、既往歴のある方医師にご相談の上、入会されることをお勧め致します。また、体調や健康状態によって入会のお断りや施設の利用を禁止、制限させて頂く場合がございますので予めご了承ください。
- c. 事前の問診及び検査(脈拍、血圧等)により運動することが困難であると本クラブが判断した場合、トレーニングを休止させて頂くことがあります。その際は本クラブの指示に従って頂きます。
- d. より健康な身体を作るために行うトレーニングですが、疾病がある場合や体調によって健康に害を及ぼす可能性もあることをご認識ください。
- e. 施設内への高額な金銭や貴金属等の貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。貴重品等の盗難や紛失について、本クラブは一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

3. 会費について

- a. お振込みの場合、会員様は入会金・コース料金等を本クラブが定めた期日までにお支払いください。

4. 有効期限について

- a. コース毎に設定されている有効期限の遵守をお願い致します。
- b. 有効期限は購入した回数の1回目から起算する。
 - ・レギュラー18コース、プレミアム18コース:3ヵ月
 - ・5回券:3ヵ月
 - ・10回券:6ヵ月
 - ・20回券:1年

※緊急事態宣言期間は例外とする。

※コロナ、インフルエンザ等の感染症は自宅療養期間分期限を延期する。

(診断書、陽性と判断できるものの写真を提出)

5. 予約の変更・キャンセルについて

- a. 予約の変更は有効期限内のみとさせていただきます。
- b. 予約の変更・キャンセル、振替は、予約時間の前日 23:59 までにご連絡頂きますようお願い致します。
- c. キャンセル連絡の際振替日程を必ずご予約下さい。
- d. 変更・キャンセルが認められなかったトレーニングに関しては、1 回分のトレーニングを実施したものとみなしますのでご注意ください。
- e. 体調不良(生理も含む)や不慮の事故(公共交通機関の事故等)などは月に 1 回のみ例外としてトレーニング回数消化を行わない。
- f. 担当トレーナーはお客様の希望により変更することが可能です。変更希望の場合はスタッフまでお申し付けください。
- g. 担当トレーナーは当クラブの都合により変更する可能性がございます。

6. 退会について

- a. 退会の手続きは必ずご来店の上、書面にて行ってください。電話、その他での手続きは出来かねます。
- b. 次項に該当する場合は、それに応じた返金を行います。

7. 自己都合返金制度について

- a. 自己都合返金制度は、お仕事のご都合や転勤、引っ越し、持病、疾患、妊娠された場合などでも応じます。
- b. 残セッション回数が 8 回以上かつコーススタート日より 1 ヶ月以内の場合のみ申請することが出来ます。
- c. 申請は必ずご来店の上、書面にて行ってください。電話、その他での手続きは出来かねます。
- d. 分割払い、モニター会員は自己都合返金制度の対象となりません。
- e. 自己都合返金制度は、あくまでトレーニング料金に対しての返金制度であり、入会金や本クラブが販売する物品については返金対象外となりますのでご了承ください。
- f. 自己都合返金制度により退会された場合、半年未満での再入会手続きは出来かねますのでご了承ください。
- g. 返金は退会月から起算し、翌々の月末払いとなります。但し、カード決済の場合は本クラブへの入金を確認された月から起算し、翌々の月末払いとなりますのでご了承ください。
- h. 返金は必ずご来店の上、店頭にて現金でのお渡しになります。
- i. 万が一、返金月になり会員様ご自身が怪我や病気等で直接受け取りに来ることが困難な場合、事前にお預かり頂いた金融機関の指定口座に振込にて入金致します。但し、この際に発生する振込手数料については会員様の負担となり、返金金額から振込手数料を差し引いた金額を振込ませて頂きますのでご了承ください。

Three B Diet(以下「当クラブ」)は、以下の通り個人情報保護方針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、個人情報保護の重要性の認識と取り組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進致します。

1. 個人情報の収集・利用・提供

- 当クラブは、お客様よりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示することは致しません。
 - i. お客様の同意がある場合。
 - ii. お客様が希望されるサービスを行うために、当クラブが業務を委託する業者に対して開示する場合。
 - iii. 法令に基づき開示することが必要である場合。

2. 個人情報の適正管理

- 当クラブは、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・漏洩・改ざん等を防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行います。

3. 法令・規約の厳守と見直し

- 当クラブは、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を随時見直し、その改善に努めます。

1. 個人情報の利用目的

- Three B Diet(以下「当クラブ」)は、お客様のお名前・ご住所・電話番号・生年月日・メールアドレスなどの個人情報及び当クラブとの取引状況などの情報を以下のような目的で利用致します。
 - i. 当クラブ及び当クラブのグループ会社からのカタログや DM の発送、ご購入された商品の発送、当クラブからのサービスに関するお知らせのため。
 - ii. 当クラブ及び当クラブのグループ会社の通信販売や店頭販売に関する事業活動のため。
 - iii. 当クラブ及び当クラブのグループ会社のその他のご案内のため。
 - iv. 当クラブ及び当クラブのグループ会社とのお取引に関する債権管理のため。

2. 個人情報の提供

- 当クラブ及び当クラブのグループ会社がお客様から頂いた個人情報は、下記のいずれかに該当する場合を除き、第三者に対して情報の提供・開示をすることはありません。
 - i. 当クラブ及び当クラブのグループ会社、協栄グループがお客様に予め明示した利用目的により、必要な範囲で個人情報を提供し共同利用する場合。
 - ii. 当クラブ及び当クラブのグループ会社の合併や分社化、営業譲渡などによる事業の承継に伴って、個人情報を提供する場合。
 - iii. 法令に基づいて情報を提供・開示する場合。
 - iv. お客様及び第三者の生命・身体・財産などに重大な損害が発生することを防止するために必要だと判断した場合。
 - v. お客様から事前に承認・同意を得た場合。

3. 個人情報の取り扱いの委託

- 当クラブ及び当クラブのグループ会社がお客様から頂いた個人情報は、予めお客様に明示した利用目的により必要な範囲で、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社に対して取り扱いを委託する場合があります。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止・お問い合わせ

- お客様の個人情報の開示・訂正・利用停止などのお手続き及びお問い合わせにつきましては、お手数ですが直接店頭までお越しく下さい。

Three B Diet 規約

Three B Diet 会員規約(以下「本規約」)は、「Three B Diet」(以下「本クラブ」)の会員ならびに本クラブに入会する方に適用します。

第 2 条(目的)

本クラブは、会員が本クラブを利用し健康の増進や維持、体質の改善を図り、かつ会員相互が親睦をすることを目的とします。

第 3 条(会員制)

本クラブは会員制とし、会員に対して会員証を発行します。但し、お振込等の会費の納付の場合は入金の確認が取れ次第、会員証を発行します。

事前入会(最大 3 ヶ月の遅延まで対応)をご希望される場合は、入会希望日以降に会員証の発行をします。

第 4 条(入会資格)

本クラブの入会資格は以下の通りとし、その項目の全てに該当する方とします。

1. 本規約及び「個人情報保護方針」に同意した方。
2. 満 16 歳以上の方。但し、満 18 歳未満の方は、入会時に保護者の方の同意が必要となります。
3. 本クラブの施設の利用に堪え得る状態であることを、本クラブに申告された方。
4. 医師等から運動、入浴等を禁止されていない方。
5. 伝染病等、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
6. 妊娠していない方。
7. 反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等)の関係者でない方。
8. 過去に本クラブから除名の通告を受けていない方。

第 5 条(入会手続き)

本クラブに入会する場合は、以下に定める入会申し込み手続きを行って頂きます。

1. 所定の申込書類(以下「入会申込書」)により、本規約及び「個人情報保護方針」に同意の上、入会の申し込みを行って頂きます。
2. 本クラブは、所定の基準に従い入会資格の有無等を判断した上で、入会の承諾を行います。
3. 会員は、諸費用(第 7 条)を本クラブにお支払い頂きます。

未成年の方が入会する際は、入会申込書により親権者の同意を得た上で、入会の申し込みを行って頂きます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく義務及び責任を本人と連携して負うものとし、

ペアで入会する際は、カウンセリング料金や物品の販売等を除き、全てにおいて、お一人様分の 50%を追加料金として頂きます。

第 6 条(ペアトレーニング)

ペアトレーニングは、親族に関わらず適応することが出来ます。但し、カウンセリング・トレーニングは全て一緒に行います。また、どちらか一方の方が来られなかった場合も、1 回分のカウンセリング・トレーニングが実施されたものとし、ペアのどちらか一方の方が、残セッション回数 8 回以上かつ入会日より 1 ヶ月以内での退会の場合、第 23 条に基づき、トレーニング料金の 70%を返金致します。

第7条(諸費用)

会員は本クラブに対し、別途定める期日までに入会金及びコース料金等本クラブの定める諸費用(以下「諸費用」)をお支払い頂きます。

会員は実際の施設利用の有無に関わらず、会員資格を喪失するまでの諸費用をお支払い頂きます。

一度納入した諸費用は返金出来ません。但し、退会制度(第18条)及び自己都合返金制度(第23条)に該当する場合は除きます。

第8条(個人情報保護)

本クラブは、会員の個人情報を本クラブが別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第9条(変更手続き等)

会員は、入会申込書に記載した内容について変更があった場合、速やかに変更手続きを行って頂きます。

会員証を紛失した時は、本クラブへ紛失届を提出するものとします。また、会員は再発行手数料200円(税別)をお支払い頂くことで、会員証の再発行を受けることが出来ます。

本クラブより、会員の住所宛に通知・連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に通知・連絡等を致します。

延長トレーニングやメンテナンストレーニング等の追加・変更は、会員資格が有効期限内である場合に限り受け付けることが出来ます。

第10条(会員資格の相続・譲渡)

本クラブの会員資格は、他者へ譲渡、売買、貸与、名義変更及び譲渡担保権の設定、その他一切の処分をすることが出来ません。また、本クラブの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。

第11条(施設内の諸規則遵守)

会員は、全施設の利用にあたり本規約及び施設内の諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従って頂きます。また、施設内の秩序を乱す行為は禁止します。

第12条(禁止事項)

会員(付き添いの方を含む)は、全施設において次の行為を禁止します。

1. 他の会員や施設スタッフを誹謗中傷する行為。
2. 他の会員や施設スタッフに対する一切の暴力行為。
3. 大声や奇声を発する等の行為や、他の会員や施設スタッフの進路を故意に妨害し威嚇する等の迷惑行為。
4. 正当な理由なく、電話や面談で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
5. 物を投げたり、壊したり、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じるような危険行為。
6. 本クラブの器具、備品を損壊、持ち出す行為。
7. 他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
8. 法令や公序良俗に反する一切の行為。
9. 危険物を施設内に持ち込む行為。
10. 物品販売や営業行為、金銭の授受や賃借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。

11. 高額な金銭や貴金属、その他の貴重品を持ち込む行為。

12. 施設スタッフに対する引き抜き行為。

第13条(免責)

会員(付き添いの方を含む)が被った全施設利用中の損害や怪我、その他の事故(以下「事故等」)について、本クラブに故意または過失が無い限り、本クラブは当該損害に対する一切の責任を負いません。また、本クラブは会員が全施設の外で被った事故等について一切の責任を負いません。なお、第12条11項で定めている通り、高額な貴重品を持ち込むことを禁止しております。会員がこれら的高額な貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、本クラブは一切の責任を負いません。

会員同士の間が生じたトラブルについて、本クラブは一切関与致しません。

第14条(会員の損害賠償責任)

会員(付き添いの方を含む)が施設利用中、本クラブ及び第三者に損害を与えた時は、その会員が当該損害に関する責任を負い、本クラブに対し一切迷惑をかけないものとします。

第15条(会員資格の喪失)

会員は次のような場合、本クラブの会員資格を喪失し、会員としての全権利も喪失します。

1. 第18条に定める退会を申し出、本クラブが退会を承認した場合。
2. 第19条により除名された場合。
3. 第23条に定める自己都合返金制度の申請をし、本クラブがそれを承認した場合。
4. 会員が死亡した場合。
5. 本クラブが入会手続きをした全施設を、第20条により閉鎖した場合。
6. 会員に対し、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算、その他倒産処理手続(将来制定される手続きを含みます)開始の申し立てがあった場合。

第16条(予約の変更・キャンセル)

予約の変更・キャンセルは、予約日からご契約期間中のみとし、予約時間の前日 23:59 までにご連絡をお願い致します。それ以降の変更・キャンセルは認めず、1 回分のトレーニングを実施したものとします。また、ペアの場合もどちらか一方が来られなかった場合でも、両者 1 回分のトレーニングを実施したものとします。但し、本クラブ側の都合や判断による予約の変更・キャンセルは、この限りではありません。尚、予約の変更・キャンセルが認められなかったトレーニングに関しては、別途費用を頂くことで再トレーニングを行うことが出来ます。但し、再トレーニングは初回トレーニングから契約期間内に限り実施が可能となります。

第17条(有効期限の延長)

本クラブが認めた例外にあたる場合以外の期間の延長は行うことが出来ません。一度延長をした有効期限の再延長は、いかなる理由があっても行うことが出来ません。また、有効期限延長の手続きは必ずご来店の上、書面にて行うものとし、電話、FAX、電子メール、その他の手段による有効期限延の手続きには応じかねます。

第18条(退会)

会員は、自己都合により本クラブを退会する時、所定の退会届用紙の書面により、退会の手続きを行うものとします。会

員が退会手続きを行い、本クラブが退会を承認した後、会員は本クラブを退会したと致します。退会の手続きは必ずご来店の上、書面にて行うものとし、電話、FAX、電子メール、その他の手段による退会の手続きには応じかねます。

本クラブは、退会を承認するまで会員に対して諸費用を請求する権利を有します。退会の承認後、本クラブは会員に対し第 23 条に基づき、残セッション回数が 8 回以上かつ入会日より 1 ヶ月以内の場合は、理由に関係なくトレーニング料金の全額を返金させていただきます。但し、ペアの場合はどちらか一方の方が退会される場合、ペアのトレーニング料金に該当する額を返金致します。

第 19 条(除名)

本クラブは、会員が以下の項目に当てはまる場合、その会員を本クラブから除名することができます。除名された会員は、除名以降全施設の利用が一切出来なくなります。また、既にお支払い頂いた諸費用は、理由の如何を問わず一切返金致しません。また、除名となった会員が分割支払いを選択している場合、支払いが完了していない費用がある場合は除名となっても残費用の債務が免除されることはありません。

1. 第 4 条の入会資格を喪失した場合。または、入会後に偽証が発覚した場合。
2. 本規約及び全施設の規則に違反した場合。
3. 第 12 条の禁止行為が発覚した場合。
4. 本クラブの許可なく、スタッフから直接トレーニングを受けた場合。
5. トレーナーが会員と連絡が取れなくなった場合。または、トレーニングを無断で 2 回以上続けてお休みされた場合。
6. その他、本クラブが会員としてふさわしくないと判断した場合。

第 20 条(施設の閉鎖・休業)

本クラブは以下の場合、全施設及び施設の一部閉鎖・休業をすることが出来ます。事前に閉鎖・休業が予定されている場合は、原則として 1 ヶ月前までに会員に対してその旨を告知致します。但し、これらの閉鎖・休業により会員の会費支払義務、その他の債務及び責任が軽減されるまたは免除されることはありません。また、本クラブは会員に対して特別の補償または賠償を一切行いません。

1. 気象や災害、その他の因的事由により、会員に危険が及ぶと本クラブが判断した場合。
2. 施設の増改築、修繕、または点検を行う場合。
3. 定期休業による場合。
4. 事業譲渡、その他本クラブの運営事業の承継、撤退、その他重大な事由により、閉鎖・休業することがやむを得ない場合。

第 21 条(利用の禁止)

会員が以下に該当する場合、全施設の利用を禁止します。

1. 暴力団関係者である場合。
2. 刺青、タトゥーがある場合。
3. 伝染病、その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有している場合。
4. 妊娠している場合。
5. その他、正常な状態で施設の利用をして頂くことが出来ないと、本クラブが判断した場合。

第 22 条(利用の制限)

会員が以下に該当する場合、施設の利用を一部制限します。

1. 飲酒等により、安全に施設を利用することが困難だと本クラブが判断した場合。
2. 運動、入浴等を医師等から禁止されている場合。
3. 事前の問診及び検査(脈拍・血圧等)により、安全に運動することが困難だと本クラブが判断した場合。
4. その他、正常な状態で施設の利用をして頂くことが出来ないと、本クラブが判断した場合。

第23条(自己都合返金制度)

本クラブでは、いかなる事由(転勤や転居、仕事の都合、体調不良、妊娠、気持ちの変化等)においても、残セッション回数が8回以上かつ入会日より1ヶ月以内で退会の場合、トレーニング料金の全額を返金致します。但し、ペアの場合どちらか一方の方が退会される場合は、ペアのトレーニング料金に該当する額を返金致します。

自己都合返金制度で退会された場合、半年未満での再入会手続きには応じかねます。

第26条(告知方法)

本規約における会員への告知方法は、施設内での掲示または告知内容を別途配布致します。

第27条(管轄の合意)

本規約及び施設内の諸規則に起因または関連する紛争が生じた時は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条(分割支払い)

分割支払いについて、初回分の金額はオリエンテーション時までに入金して頂き、それ以降は毎月末(土、日を除く)にご入金をお願い致します。必ず期限までにお支払い頂き、いかなる事由においても無断で滞納された場合は退会及び除名処分とします。